

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則 福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 五五
- 公告 〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五七
- 〇落札者を決定した件 五六

## 規 則

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第七十六号

#### 福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成八年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

**第一条** この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、第一種特定海洋生物資源及び第一種指定海洋生物資源の採捕の数量又は第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び第二種指定海洋生物資源知事管理努力量の報告に必要事項を定めるものとする。

第五条第一項中「第三条第一項若しくは第二項」を「第四条第二項若しくは第三項」

に改め、同条第三項中「第三条第一項若しくは第二項」を「第四条第二項若しくは第三項」に、「第三条第一項中」を「第四条第一項中」に改め、同条を第六条とする。

第四条第四項中「参入」を「算入」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項を次のように改める。

採捕の数量の報告者は、法第十七条第三項に規定するもののほか、次に掲げる事項を知事に報告するものとする。

一 採捕に係る船舶の漁船登録番号及び船名又は太平洋広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業の承認番号及び船名

二 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした年月日

第三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「一年」を「管理期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第四条とする。

2 法第十七条第三項の規定による報告は、次の表の第一欄に掲げる第一種特定海洋生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する月に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに採捕の数量の報告書（様式第一号）を知事に提出することにより行うものとする。

くろまぐろ	漁獲可能量による管理の対象となる期間（以下「管理期間」という。）	月の末日	当該月の翌月の十日まで
-------	----------------------------------	------	-------------

第二条中第四号を第五号とし、同条第三号中「（昭和四十年福島県規則第五十九号）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第七條第二号ウのさし網により営む漁業

第二条に次の二号を加え、同条を第三条とする。

六 太平洋広域漁業調整委員会（漁業法第百十條第一項に規定する委員会をいう。次條第一項第一号において同じ。）が承認した沿岸くろまぐろ漁業

七 第一号から第六号までに掲げる漁業以外の漁業でくろまぐろを採捕する漁業

第一条の次に次の一条を加える。

（用語）

**第二条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）  
（その1）

## 採捕の数量の報告書

年 月 日

福島県知事

住所  
氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

漁船登録番号 又は承認番号		船 名	
	第一種特定海洋生物資源の種類	陸揚げした日	採捕の数量（kg）
くろまぐろ	30kg未満		
	30kg以上		

## 備考

- この報告書は、第一種特定海洋生物資源について報告する場合（水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量を報告する場合を除く。）に使用すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

## 様式第1号（第4条関係）

（その2）

## 採捕の数量の報告書

年 月 日

福島県知事

組合名

代表者氏名

印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ小型魚（30kg未満）

氏名	住所	漁船登録番号又は承認番号	船名	陸揚げした日	採捕の数量（kg）

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ大型魚（30kg以上）

氏名	住所	漁船登録番号又は承認番号	船名	陸揚げした日	採捕の数量（kg）

## 備考

- 1 水産業協同組合法に基づく漁業協同組合が、組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量を報告する場合に使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員は、その所属漁業協同組合長に対して、その所属漁協が当該組合員に代わって福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第4条に定める報告事項を報告することを書面で委任し、これを添付すること。

様式第二号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式備考に次のように加える。

4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

1 この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

2 改正後の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「十日」とあるのは、「末日」とする。(水産課)

公 告

公告第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年十一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

阿賀川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 齋藤 善平

同 横山 源栄

同 角田 孝

同 岩淵 一

同 大樋 和美

同 二瓶 庄一

同 石川 源一

同 若桑 勝

同 佐藤 清隆

同 稲垣 宗平

同 古俣 健二

同 佐藤 憲治

同 齋藤 義春

同 大堀 三男

就任した役員

役別 氏名

理事 齋藤 善平

同 横山 源栄

住所

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地

同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七七四番地

同 郡同 町大字金上字館一六九番地

同 郡同 町大字青木字葭尻六番地

同 郡同 町大字開津字館中乙一四番地

同 郡同 町大字御池田字小池六〇番地

同 郡同 町大字五香字十日町五二三番地

同 郡同 町大字青津字本丁五八番地

同 郡同 町大字福原字家東一六番地

同 郡同 町大字東原字館ノ内七三一番地

同 郡同 町大字沼越字村東三四四番地一

同 郡同 町大字三谷字谷地三四〇番地

同 郡同 町大字合川字場化一四六五番地

会津若松市北会津町和泉一九一 番地

住所

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地

同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七七四番地

同	古俣 健二	同	町大字沼越字村東三四四番地一
同	岩淵 一	同	町大字青木字葭尻六番地
同	稲垣 宗平	同	町大字東原字館ノ内七三一番地
同	佐藤 清隆	同	町大字福原字家東一六番地
同	江花 哲也	同	町大字青津字馬喰丁一四九番地
同	佐藤 隆	同	町大字三谷字谷地三四三番地
同	玉川 数男	同	町大字開津字内畑甲一〇五五番地
同	角田 佐俊	同	町大字金上字西村二二三番地
同	渡部 雄俊	同	町大字新開津字村内三二番地
同	石田 栄	同	町大字御池田字小池六一番地
同	山ノ内 健悦	同	町大字中泉字屋敷添六六番地
同	赤崎 政司		

(農村計画課)

**公告第271号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年11月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
エックス線光電子分光装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
39,636,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月15日

（入札用度課）